

令和8年 下呂市農業委員会第5回総会議事録

開催日時	令和8年5月7日	14:00~16:00
開催場所	下呂総合庁舎 5-1会議室	
出席委員	1 番 今井 学 2 番 熊崎 秀幸 3 番 石原郁夫(推) 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 7 番 熊崎 升美 8 番 中川 輝男(推) 9 番 小田 忍(推) 10 番 田中 覚章(推) 11 番 寶 賢一 12 番 二村 浩 13 番 二村 昭司(推) 14 番 中島 尊治 17 番 中島 次郎(推) 18 番 今井 明浩(推) 19 番 熊崎 徹(推) 21 番 中島 義雄 22 番 谷口 寿貴 24 番 日下部 道男(推) 25 番 井戸 克彦(推) 26 番 杉山 裕(推)	
欠席委員	6 番 中島 義彦 15 番 鎌倉 宏之 16 番 福井 順也 20 番 中桐 由起子(推) 23 番 中島 悠	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 16 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 17 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 18 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 19 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(一括契約)の意見決定について 議事 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(権利移転)の意見決定について 議事 21 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数10名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 これより下呂市農業委員会第5回総会を開催いたします。	
会長	会長あいさつ	
議長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 14 番 中島 尊治 委員 21 番 中島 義雄 委員 にお願いいたします。	
議長	議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	

事務局	<p>議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が2件提出されています。</p> <p>番号1は農振農用地です。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。</p> <p>番号2は農振農用地です。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、2273-1のみ地域計画対象農地です。</p> <p>番号3は農振農用地ではありません。 全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。譲受人は申請地に隣接する住宅に転居するとのことです。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。</p> <p>以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がございました農地法第3条申請3件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。</p>
14番	<p>申請地については、***の南側です。 譲渡人は高齢のため土地を整理したいということで、譲受人に譲り、譲受人はトマトを栽培するというので、特に問題ないと思われます。</p>
24番	<p>申請地は関金山線の***を右折し、1.5km進んだところにある***の100m周辺にあります。 譲渡人は防草シートなどで申請地を管理していたが限界を感じ、無農薬栽培などをしていて譲受人へ無償譲渡することとなった。 譲受人は他の農地でも熱心に耕作しているため問題ないと思います。</p>
25番	<p>申請地は国道41号から八幡方面へ12kmほど北上し、1km手前には***がある。 譲受人は空家バンクを経て譲渡人から家屋と農地を購入したもので、周辺にも特に問題はないと思われます。</p>
議長	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農地法第3条許可申請3件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手全員】</p>
議長	<p>ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第17号農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。</p>
議長	<p>農地法第4条許可申請7件につきまして、事務局より状況説明をお願いいたします。</p>

事務局

議案第17号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が7件、貸駐車場の転用が7件田
1,037㎡、畑3,476㎡です。

番号1については、申請地を一般個人住宅(擁壁)として利用したいため、転用許可を求
めるものです。

農地区分は、申請地は、500m以内に小坂振興事務所があることから、第2種農地に該
当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることか
ら、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号2については、申請地を一般個人住宅(車庫・物置・庭園)として利用したいため、転
用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農
地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと
思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局

番号3については、申請地を一般個人住宅(駐車場・庭園)として利用したいため、転用許
可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農
地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることか
ら、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号4については、申請地を一般個人住宅(車庫・浄化槽)として利用したいため、転用許
可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農
地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることか
ら、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局

番号5については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるも
のものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農
地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることか
ら、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号6については、申請地を一般個人住宅(進入路・駐車場)として利用したいため、転用
許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農
地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることか
ら、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局

番号7については、申請地を一般個人住宅(倉庫・車庫・庭園・進入路)として利用したい
ため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、特定土地改良事業等施行区域内の第一種農地であるが、隣接地
と一体利用し、当該農地を利用することが必要であることから、第1種農地に該当すると
判断されます。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることか
ら、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。

事務局	ただいま事務局より説明がございました。農地法第4条申請につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。
2番	1番の申請地は***の道を20～30m程の西側です。 申請地の***の少し離れたところは進入路として、残りは車庫、庭、擁壁として利用することと申請がされています。 周りは宅地の他、隣接する農地についても承諾を得ているため、問題ないと思います。
10番	2番の申請地は西上田の旧道から***にあります。 申請地を住宅、車庫、庭園として利用したいため申請となりますが、追認案件で造成・建築済みで今に至るので、問題はないかと思えます。
10番	3番の申請地は、県道下呂小坂線***から700m下流に行き、東側へ300mのところ、申請地を住宅、駐車場、庭園として利用したいための申請です。 申請地の北と東側は申請者の所有地で、南側は宅地、西側は道路敷で周辺には問題ないと思われます。
12番	4番は***の川を挟んだ西側で、国道257の***のところ、申請地を住宅、車庫、浄化槽として利用したいための申請です。 以前から既に利用しており、周辺も申請者所有の農地で問題ないと思われます。
14番	5番は***から200mほど加子母に向かった交差点を更に300mぐらい進んだところ、申請人の親族が住んでいたが現在は空家で追認案件です。 周辺農地の承諾も得ていることから、問題はないと思えます。
14番	6番については、5番の北西付近です。 申請人が住宅などの整理をしているということで、追認案件となります。 周辺の農地の承諾を得ており、特に問題はないかと思えます。
17番	7番の申請地は***から300mほど上がったところにあります。 写真でも分かるように、申請者が数年前に相続し、登記をしようとしたところ農地だったことから、追認での申請となります。周辺も問題ないかと思えます。
議長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
議長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請7件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
事務局	7番について補足で、先ほど1種農地と申し上げましたが、複数筆のうちの1筆だけ土地改良対象地になっていますが、他は該当しません。そのため、7番については、1種農地とその他2種農地が混在しています。 また4番については、航空写真の上の下呂市の地図上での申請地を表した紫の塗りつぶしに加え、赤い囲みがありますが、土地家屋調査士が実際に測量した申請範囲を赤い枠で表示しています。
	【挙手全員】
議長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
議長	議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の7ページをお開きください。

議長

農地法第5条許可申請9件につきまして、事務局より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が5件、貸駐車場・資材置場への転用が3件、再エネ発電施設への転用が1件、面積については田1,003㎡、畑2,744㎡です。

番号1については、申請地を譲り受け、蓄電池施設として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

番号2については、申請地を譲り受け、会社駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、住宅・事業施設・公共公益的施設等が連たんしている区域であることから、第3種農地に該当すると判断されます。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号3については、申請地を譲り受け、会社駐車場および資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、500m以内にJR飛騨宮田駅があることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

事務局

番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、300m以内に下呂総合庁舎があることから、第3種農地に該当すると判断されます。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。

番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅(物置及び庭園)として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。

なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号6については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。

番号7については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。

農地区分は、申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。

一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。

事務局	<p>番号8については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。 農地区分は、申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま</p> <p>番号9については、申請地を譲り受け、会社駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。 農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま</p> <p>以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がございました 農地法第5条申請につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。</p>
3番	<p>1番については、小坂の県道にある***から150m程進んだ左手の山側です。 これまで譲渡人は申請地で長年しいたけハウスを営んでいましたが、高齢になり後継者もないことから、譲受人に譲渡し太陽光の蓄電施設を建設したいとのことです。 周辺住民への説明会を行い理解を得られているとのことです。</p>
3番	<p>2番について、登坂車線近くにある***に隣接する土地です。 譲受人が譲渡人の土地を長年利用していたものを改めて買い上げ、今回駐車場にする予定とのことです。 東側は宅地、西側は雑種地、南側は道路で、周辺の農地に影響を与えることはないと思</p>
4番	<p>3番については、***から西に300m進んで国道41号を北へ約100mほど進んだ***の付近です。 申請地は譲渡人と譲受人で売買契約を結び、地目は田となっているが実際は休耕地で、そこを駐車場として利用したいとのことです。 現地は行き止まりの土地で、隣接する南側の農地についても承諾を得ており、問題ないかと思</p>
7番	<p>4番については、***から北へ50mほど県道88号線を進んだところ</p>
13番	<p>5番については12番委員が関係する案件のため、代わりに説明します。 国道257線の***渡った右側のところ</p>
14番	<p>6番について、***から加子母川へ200程進んだ交差点の北側になります。 始末書が添付された追認案件で、周辺の土地も申請者の所有地で問題はないかと思</p>
18番	<p>7番については***から来たに300m進んだあたり</p>
18番	<p>8番については、***の北端の川側で、三叉路になっている角地です。ここに譲受人が家を建てたいとのことでの申請です。 周りには農地もなく問題ないかと思</p>

24番	<p>9番については、関金山線を関方面に1.8km進んだところを右折し1km程進んだところにある***の従業員寮の駐車場として利用したいとのことです。 周囲は原野、道路、寮となっており、問題はないかと思えます。</p>
議長	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
18番	<p>7, 8番は農振区分が何も入っていないのはなぜか？</p>
事務局	<p>都市計画区域内のためです。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問がないようですので裁決に移りますが、5条の5については申請者が二村浩委員となっております。農業委員会などに関する法律の第31条第1項において、農業委員自身の事項に関する議事への参与は制限されています。よって5条の5に関しては、二村委員を除いた委員にて採決を行い、残りの5条案件については全ての委員にて裁決を行います。</p>
議長	<p>それでは先に、5条の5について、「許可相当」として意見を付することに、ご異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
議長	<p>ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。</p>
議長	<p>残り8件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。</p>
議長	<p>議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(一括契約)の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(一括契約)の意見決定について説明いたします。 農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。 議案の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が31筆提出されています。向かって左部分は土地の情報、真ん中が土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は3名です。 次に今後のスケジュールについて説明します。 本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、5月31日から権利設定されることとなります。 以上、農用地利用促進計画素案(一括契約)の意見決定について審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(一括契約)の意見決定について、原案の通り決することにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>

議長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

議長

議案第20号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(権利移転)の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第20号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(権利移転)の意見決定について説明いたします。
農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。
議案の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が6筆提出されています。向かって左部分は土地の情報、真ん中が現在の借受人、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。

次に今後のスケジュールについて説明します。
本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、5月31日から権利設定されることとなります。
以上、農用地利用促進計画素案(権利移転)の意見決定について審議をお願い致します。

議長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

議長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案(権利移転)の意見決定について、原案の通り決することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

議長

議案第21号農業委員会事務の実施状況等の公表について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第21号農業委員会事務の実施状況等の公表について説明させていただきます。
この議案につきましては、農業委員会に関する法律第37条の規定である情報の公表について意見をもとめるものです。農業委員会においては、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表することが義務づけられています。
なお、この内容で承認をいただいた場合は、5月末まで(案)として公表し、農業者等から意見及び要望等を募集することとなります。月末までに意見がなければ確定版として公表し、意見があった場合は修正して、再び6月総会で決定という流れとなります。
では、内容について順に説明します。
(資料に沿って説明)
以上、農業委員会事務の実施状況等の公表について審議をお願い致します。

議長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

議長

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

議長

以上をもちまして、第5回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後に農地利用最適化推進会議を実施

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番